

災害時による被災浄化槽の復旧に関する助成制度

	市町村設置	個人設置
廃棄物処理施設災害復旧費補助金		
補助対象	○	×
国庫補助率	1/2	
対象	1基当たりの復旧費が40万円以上のものに限る。	
循環型社会形成推進交付金(浄化槽)		
補助対象	○	○
国庫助成率	1/3	1/3
対象	市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)事業に対する助成 (※「改築」には機材交換が含まれる。(例:ブロウの更新を含めた機材交換)) (※市町村設置型(公共浄化槽等整備推進事業)においては、家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新は、災害に伴い必要になったか否かを問わずに助成対象である。)	市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)に対する補助事業に対する助成 (※「改築」には機材交換が含まれる。(例:ブロウの更新を含めた機材交換))
基準額	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表4の区分に記載のとおり (対象②(既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表3の区分に記載のとおり (対象②(既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)
要綱等	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 公共浄化槽等整備推進事業実施要綱第3.(3)	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 浄化槽設置整備事業実施要綱第3.冒頭、第3(3)
※備考	・令和2年度補正予算編成に伴いメニュー化、要綱等改正 ・対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。	・対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。
災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」(内閣府)		
給付の種類	—	・住宅が半壊し自ら修理する資力のない者、又は大規模半壊で住むことができない状態にある者に対して、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理
限度額等	—	(内閣府のHPを確認ください。)
※備考	—	浄化槽の修理に利用可能

災害に伴い必要となった浄化槽の改築(循環型社会形成推進交付金)

- 災害※に伴う浄化槽の改築については、環境大臣に協議し承認を得た金額を基準額とする（基準額協議）
※一般的に自然災害と呼べるものであれば、種類等は問わない。（例：地震、水害、大雨に伴う土砂災害）
- 対象は市町村設置型浄化槽（令和元年度補正予算～）及び個人設置型浄化槽

基準額協議に必要な書類

- ・見積書
 - ・設備の故障が確認できる書類（保守点検記録等）
 - ・位置図、図面、写真等
- ※り災証明書は必須ではない

補助対象設備

- (ア)スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
- (イ)その他の汚水処理設備
- (ウ)消毒設備
- (エ)脱臭設備
- (オ)換気、除じん等に必要な設備

- 例1)災害により故障した浄化槽ブローの交換
- 例2)災害により流出した担体の回収・復旧

水没した浄化槽（令和元年台風第19号）



福島県いわき市の事例

（令和元年台風第19号）

- 令和元年度基準額協議(実績)
（浄化槽設置整備事業）

全37件、事業費計（約）365万円

<内訳>

ブロー交換	30件
担体の回収・復旧	3件
その他(配管修理等)	4件



故障した浄化槽ブロー（改築前）

故障した配管（改築前）

